

いの町地域公共交通総合連携計画
策 定 調 査 業 務
仕 様 書

平成 21 年 6 月

いの町地域公共交通活性化協議会

いの町地域公共交通総合連携計画策定調査業務仕様書

1 業務名 いの町地域公共交通総合連携計画策定調査業務

2 委託期間 契約締結日から平成22年3月10日まで

3 調査の背景・目的

いの町は、平成16年10月に旧伊野町、旧吾北村、旧本川村が合併して誕生した町で、高知県の中央部に位置し、総面積470.71km²で東は県都高知市に、北は愛媛県に接している。町域は、南北に長く、平地と丘陵地が広がる東南部を除くとほぼ全域が山地である。

また、当町の人口構成は、少子高齢化の進行、出生率の低下などにより自然減の状況である。中でも、中山間地域においては、超高齢化が進み、集落の維持が困難な地域が増えている。

当町における公共交通は、JR土讃線、路面電車、生活路線事業者2社、廃止代替路線事業者3社（通過市町村で赤字補填）が運行する路線バスや町営バスが運行されているが、町東南部に集中しており、人口減少が顕著な中山間地域は、廃止代替路線バスのみでの運行となっている。

近年、多くの住民の交通手段が自家用自動車となり、公共交通の需要は時代と共に衰退の一途を辿っている。需要が減少すれば、運行便数の削減、運賃の値上げにより、今後一層の利用者減少を招く要因となり悪循環を引き起こすことが予想され、いかに自家用自動車等の交通手段を持たない方々の移動手段を確保するかが重要な課題である。また、路線バス運行を維持させるため、民間バス事業者等に対して、運行補助金を支出してきたが、年々増額傾向にあり、財政的に深刻な課題となっている。特に、人口減少状況が顕著な中山間地域の公共交通は、継続運行が困難な状況にある。

このような状況の中で、平成18年度から「いの町公共交通検討委員会」を設置し、住民、関係事業者等と協働で町営バスのルート変更・運賃改定(低額化)・低床バス導入、定時制デマンド式乗合タクシー方式への移行、スクールバスへの一般混乗など、町内のみを運行範囲としているバス路線についての見直しを実施してきたが、これだけでは、住民の多様なニーズに対応することができず、新たな公共交通体系の再構築が求められている状況である。

このため、町民アンケートによる移動実態や移動頻度等を把握する調査や中山間地域での自治会長等の地域代表者へのヒアリング調査等を実施し、地域の公共交通を守り、育てる意識の向上に努め、新たな公共交通体系の構築に向けた総合連携計画策定調査を関係者の総意のもと、取り組んでいくものである。

4 対象地域 いの町全域

5 業務内容

(1) 地域公共交通総合連携計画策定調査業務

いの町の地域特性の把握

既存資料の収集整理を行い、いの町の地理的条件や道路網の状況、人口分布、施設立地などの地域特性を把握整理する。

現況交通実態の把握

既存の公共交通（ＪＲ鉄道、路面電車、路線バス、スクールバス等）の運行状況等の現状を把握し、分析を行う。また、同様の計画等の先進事例を把握整理し、分析を行う。

住民ニーズ調査

いの町の公共交通体系を効率的、機能的かつ簡潔な交通ネットワークの構築を実現させるため、次のアンケート調査を行う。

町民移動調査

町民の移動実態、移動ニーズを把握するため、アンケート調査を行う。

アンケート調査の概要

対象：2,000世帯以上

アンケート内容の検討・用紙作成、配布・回収、集計・分析を行う。

地域代表者（自治会長等）へのヒアリング調査

公共交通体系の再構築を実現させ、継続運行が可能なものにするため、中山間地域等の住民を対象にヒアリング調査を行い、住民ニーズ、利用意向、費用負担等について住民意識を把握する。必要に応じて、ワークショップ方式で住民意識を把握する。

中山間地域等の行政区数：82地区

（必要に応じて行政区をいくつかのゾーン分けを行っても良い。）

路線バス等の利用者実態アンケート調査

住民の移動実態及び住民ニーズをより明確に把握するため、一定期間公共交通に同乗し、聞き取り調査を行う。

期間：15日間以上

同乗対象公共交通：路線バス、路面電車、ＪＲ鉄道等

公共交通のあり方の検討

上記調査結果等を踏まえ、いの町の公共交通に関する問題、課題を整理し、どういった地域に、どのような方策が必要なのか、導入に当たって何が懸案事項なのか、どのような対応が求められるかなどを検討する。

特に、

- ・路線バスと鉄道・路面電車との連結
- ・路線バスの運行系統を幹線・支線・コミュニティ交通への区分分けした運行

・支線・コミュニティ交通の手法を地域の实情に合った運行手法の取り入れを検討する。

また、地域の实情に合った公共交通体系の再構築の実現させるため、必要施策メニューの洗い出し及び優先度を検討し、重点施策の抽出を行う。

地域公共交通総合連携計画の策定及び重点施策の実施計画の検討

公共交通体系のあり方や運行計画案を検討し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「いの町地域公共交通総合連携計画(案)」を策定する。

また、その計画(案)に基づき、次年度以降に実施予定の新たな公共交通体系による実証実験等、事業を実施していくうえで必要な運行主体の検討、利用者数の推計、運行収支計画、各種認可申請等の必要性、実施のためのスケジュール等具体的なスキームを作成する。

直接経費

必要に応じて専門家からのアドバイスを受けることとし、専門家の諸金（報酬、旅費等）を経費として含めるものとする。

(2) 協議会の開催

委託後の協議会開催は、4回を想定しているところであり、協議会資料作成（25部）や会議での説明及び議事録作成を含むものとする。

(3) 打ち合わせ協議

少なくとも協議会開催毎に、事務局と事前の打ち合わせ協議を実施するほか、必要に応じて打ち合わせ協議を実施する。

(4) 報告書作成

地域公共交通総合連携計画書（報告書）作成 一式

6 成果品

(1) 報告書製本印刷（A4版） 30部

(2) 報告書電子データ一式 1部

(3) 各種調査報告書及び資料一式 1部

7 調査職員及び検査職員

調査職員：いの町地域公共交通活性化協議会 事務局員 岡村寛水

検査職員：いの町地域公共交通活性化協議会 事務局長 山崎豊久

8 検査

成果品提出時に検査職員により、仕様書に基づき検査を行い、合格後納入とする。

9 成果品提出期限

平成22年3月10日(水)とする。

10 成果品提出先

〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

いの町地域公共交通活性化協議会事務局(いの町企画課内)

11 支払条件等

支払いは、業務完了後一括払いとする。受託者は、業務完了後すみやかに検査を受け、委託料を請求すること。

委託者は、請求日から30日以内に支払うものとする。ただし、国からの活性化・再生総合事業補助金が交付されていない場合には、交付された後すみやかに支払うものとする。

12 その他

(1) 業務に関する調査及び計画検討については、担当者とその手法や内容について十分協議し進めること。

(2) 本計画策定にあたっては、諸条件・諸問題を考慮するとともに、いの町の財政状況も勘案した実現可能な計画として策定する。

(3) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度いの町地域公共交通活性化協議会と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、いの町地域公共交通活性化協議会は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

また、この業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、いの町地域公共交通活性化協議会の承認を得ないで他に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。